

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |

鹿児島国民年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

申立期間については、国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきたので、役場で一括納付した。その際、もらった領収書は、確定申告時に添付したため所持していないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成12年4月の国民年金保険料については、申立人は60歳になったころ、厚生年金保険の被保険者資格喪失後の期間について、保険料が未納なく納まるように一括納付したと主張しているとともに、申立期間直前の期間の国民年金保険料を申立期間中の12年4月19日に納付していることが確認できる上、その時点で、当該期間は現年度納付することが可能である。

また、申立人のオンライン記録においても、国民年金保険料が未納となっている場合に作成される納付書が作成された形跡が確認できないことから、当該期間の国民年金保険料は納付済みであったものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、平成12年5月から13年3月までの期間については、申立人は、申立期間中の12年*月に60歳となり、国民年金の被保険者資格を喪失している上、申立人自身、高齢任意加入の手続をした記憶が無いと述べているとともに、高齢任意加入をした記録も見当たらないことから、国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

申立期間①のころは、私が町役場で臨時職員をしていた時期であり、20歳になった際、国民年金の加入手続をし、毎月、国民年金保険料を納付していたと思う。また、申立期間②の国民年金保険料については、集落の集金人に納付していたはずであり、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ9か月及び3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、当該期間直後の期間の国民年金保険料は、納付済みとされている上、当時、申立人と同居していたその母親の国民年金保険料は、納付済みとされていることが確認でき、申立人の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②については、町の国民年金保険料検認記録では、当該期間を含む「昭和53年3月まで納付済」と記載されていることが確認できる上、同町の国民年金被保険者名簿の検認記録欄では、申立期間について「納」印が押印されているが、これを手書きで「みのう」と訂正した形跡が見られるなど、申立人の国民年金保険料の事務処理が適切に行われていなかったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。